

計 画 書

国分都市計画道路の変更(霧島市決定)

1. 都市計画道路 3・5・10号山崎線を次の様に変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線道路	3・5・10	山崎線	霧島市国分中央一丁目	霧島市国分中央一丁目		約400m	地表式	2車線	12 m	幹線街路と平面交差2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

変更の理由

国分都市計画道路3・5・10号山崎線は、3・5・3号参宮線から3・5・1号川跡線までの延長約680m区間を平成5年7月5日に都市計画決定した。平成6年3月2日には、3・4・11号新町線の都市計画決定による接続部の変更により、延長約410mの区間短縮の都市計画の変更を行った。その後、平成17年6月21日には、3・4・11号新町線との道路交差部の形状変更により、当該道路の延長を約390mとする都市計画の変更を行ったところである。

なお、当該道路は「国分都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、「主要幹線道路との連絡及び都市内の主要施設等を結び、円滑な交通処理を行うために整備を図る」としている。

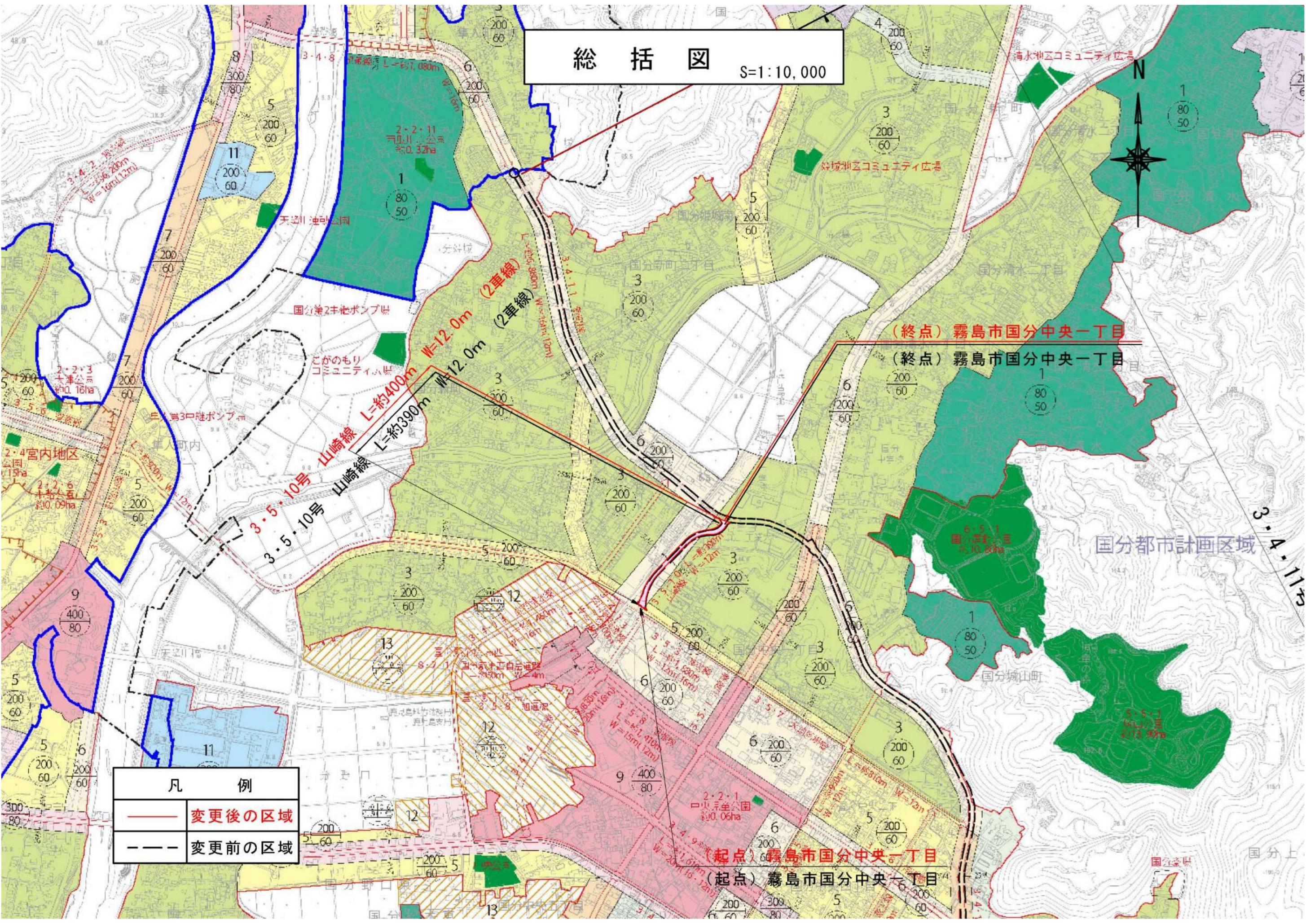
今回、車両及び歩行者の通行の安全性を高めるために、道路曲線を緩和する線形の見直しにより、本案のとおり、当該道路の延長を約400mとする道路区域の変更を行おうとするものである。

1. 変更対照表

区分	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道との交差の構造	
前	幹線道路	3・5・10	山崎線	霧島市国分中央一丁目	霧島市国分中央一丁目		約 m 390	地表式	2車線	m 12	幹線街路と平面交差2箇所	
後	幹線道路	3・5・10	山崎線	霧島市国分中央一丁目	霧島市国分中央一丁目		約 m 400	地表式	2車線	m 12	幹線街路と平面交差2箇所	

総括図

S=1:10,000



(終点) 霧島市国分中央一丁目

(終点) 霧島市国分中央一丁目

国分都市計画区域

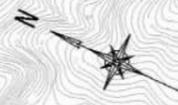
(起点) 霧島市国分中央一丁目

(起点) 霧島市国分中央一丁目

凡 例	
——	変更後の区域
- - - -	変更前の区域

計 画 図

S=1:2,500



国分清水一丁目

国分新町

国分中央二丁目

国分府中

国分中央一丁目

国分向花町

国分中央

国分新町二丁目

国分新町一丁目

国分中央三丁目

凡 例	
	変更後の区域
	変更前の区域

